



交規規1第51号
平成29年4月7日

一般社団法人 東京建設業協会
会長 飯塚 常生 殿

警視庁交通部長
山 本



東京2020大会に向けた建設繁忙期における交通事故防止対策について(依頼)
時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
貴職におかれましては、平素から交通事故防止をはじめ、警察の業務各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催まで3年余りとなり、競技会場をはじめとする建設工事が都内各所において行われ、建設繁忙期に入りつつあります。こうした中、工事関係車両が当事者となる交通事故抑止を図るため、警視庁交通部としましても通学路対策を強化するなど、様々な対策に取り組んでいるところです。

つきましては、下記の事項について関係者の皆様から更なる御理解と御協力をいただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 依頼事項
貴職所管業務における交通安全対策の推進
- 2 実施期間
平成29年4月10日より当分の間
- 3 内容
別紙の「建設繁忙期における交通安全対策として取り組んでいただきたい事項」について、実施可能な対策を推進していただくことをお願いします。
- 4 問合せ先
警視庁交通部交通規制課
電話03-3581-4321内線51741

別紙

建設繁忙期における交通安全対策として取り組んでいただきたい事項

- 安全運転管理体制の構築
 - ・ 安全運転管理に関する責任者の指定
 - ・ 安全運転に関する点検の実施や運行計画に基づく安全運転指導
 - ・ 情報発信や情報収集のできる地域との良好な関係の構築
 - ・ 地元住民や学校関係者等から寄せられる意見要望の把握と適切な対応
- 地域住民、児童に配慮した運行計画の策定
 - ・ 幹線、準幹線道路や首都高速道路等を優先した運行ルートの選定
 - ・ 運行計画を策定する際の管轄警察署等との情報共有及び連絡調整
 - ・ 児童の登下校時間帯を避けた運行計画の策定
- ドライバーに対する交通安全教育の徹底
 - ・ 交差点を右左折する際の横断歩道手前での一旦停止、安全確認
 - ・ 工事現場を出入りする際の一時停止と左右の安全確認の徹底
 - ・ 横断歩行者等との「アイコンタクト」の励行
 - ・ 運転席からの視野の確保（死角を生み出すような物を置かない）
 - ・ 安全な車間距離の確保
- 適正な交通誘導員の配置
 - ・ 登下校時間帯等、特に警戒すべき時間帯等に関する情報収集
 - ・ 工事現場出入口だけに捉われない適正かつ有効な交通誘導員の配置
 - ・ 警笛などを活用した適正な警戒要領及び誘導方法に関する教養の徹底
- 工事関係車両の待機場所の確保
 - ・ 路上待機防止に向けた運行管理
 - ・ 道路外における待機場所の確保
- その他必要と認められる交通安全対策の実施

※ 上記施策について、管轄警察署と連携の上、効果的に推進してください。